平成２２年（フ）第２２３号
岡山市中区高島新屋敷98番地16
破産者　奥村　憲司
1　破産債権の届出期間　平成22年10月１日まで
2　一般調査期日　平成22年10月22日午前11時
平成22年９月９日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０４１１号
京都府八幡市男山弓岡５　第Ｂ02号棟第104号室、開始決定時の住所大阪市城東区関目６丁目14番Ａ―1014号
破産者　三宮　文夫
1　破産債権の届出期間　平成22年10月８日まで
2　一般調査期日　平成22年11月11日午後４時
平成22年９月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３８号
堺市南区槇塚台１丁10番３―302号
破産者　草﨑　二郎
1　破産債権の届出期間　平成22年10月８日まで
2　一般調査期日　平成22年11月18日午前10時30分
平成22年９月８日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７２９号
広島市南区京橋町１番３号
破産者　ワールド薬品工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年10月８日まで
2　一般調査期日　平成22年11月16日午後３時30分
平成22年９月８日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３５３号
愛知県日進市栄２丁目1001番地　プライムガーデン日進壱番館1305
破産者　水野　勝仁
1　破産債権の届出期間　平成22年10月12日まで
2　一般調査期日　平成22年11月17日午前11時
平成22年９月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８９５９号
大阪市西淀川区姫島５―９―17、開始決定時の住所大阪府茨木市島４丁目７番１号
破産者　小野　浩史
1　破産債権の届出期間　平成22年10月13日まで
2　一般調査期日　平成22年11月25日午後４時
平成22年９月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９０４号
大阪市北区天神橋７丁目13番３号モアライフ201号室
破産者　ビューティｆａｔｅこと　新納　純也
1　破産債権の届出期間　平成22年10月15日まで
2　一般調査期日　平成22年11月25日午後３時30分
平成22年９月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７６２号
大阪市西淀川区大和田３丁目９番17号　勝栄マンションパートＶ101号室
破産者　井上　哲司
1　破産債権の届出期間　平成22年10月20日まで
2　一般調査期日　平成22年12月２日午後３時30分
平成22年９月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２号
京都府京丹後市大宮町口大野349番地の６、開始決定時の住所京都府京丹後市大宮町善王寺479番地の７
破産者　松浦　弘一
1　破産債権の届出期間　平成22年10月22日まで
2　一般調査期日　平成22年11月24日午後１時30分
平成22年９月８日　京都地方裁判所宮津支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１４号
熊本県人吉市五日町60番地
破産者　大柿スミ子（旧姓西）
異議申述期間　平成22年11月１日まで
平成22年９月９日　熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第１５号
熊本県人吉市土手町20番地２　井出住宅１号室、住民票上の住所熊本県人吉市五日町60番地
破産者　大柿　淳一
異議申述期間　平成22年11月１日まで
平成22年９月９日　熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第４４３４号
大阪府八尾市植松町８丁目２番１―701号
破産者　田上真理子
異議申述期間　平成22年11月４日まで
平成22年９月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２０号
宮崎県西都市大字上三財6799番地３
破産者　小森　重喜
異議申述期間　平成22年11月９日まで
平成22年９月９日　　宮崎地方裁判所破産係

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第３０２４号
大阪府茨木市宿久庄２丁目10番２号
清算株式会社　フットワークエクスプレスフリート株式会社
代表清算人　天野　雄介
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第３０２３号
大阪市西成区長橋１丁目７番２号安田ビル
清算株式会社　株式会社てんぐ屋商事
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２２年（再）第２５号
大阪府和泉市和気町２丁目２番71号
再生債務者　横田　吉永
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区中之島２丁目２番２号大阪中之島ビル８階　小松法律特許事務所　弁護士　福田あやこ
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（日常生活に関するものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　多額の借財
ウ　和解及び仲裁合意
エ　別除権の目的である財産の受戻し
平成22年９月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第２６号
大阪府枚方市岡本町７番１―505号
再生債務者　株式会社ビオルネ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区今橋４丁目３番18号ＨＫ今橋ビル９階　辰野・尾崎・藤井法律事務所　弁護士　辰野　久夫
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成22年９月６日
大阪地方裁判所第６民事部